

資料 6

公立大学法人島根県立大学役員報酬規程 新旧対照表

改正後	改正前
公立大学法人島根県立大学役員報酬規程 〔平成19年4月1日 規程第17号〕	
第1条～第3条 [略] (給料) 第4条 給料の月額は、 <u>次に掲げる額とする。</u> (1) 理事長 <u>1,032,000円</u> (2) 副理事長 <u>759,000円</u>	第1条～第3条 [略] (給料) 第4条 給料の月額は、 <u>次に掲げる額に100分の99.83を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</u> (1) 理事長 <u>1,055,000円</u> (2) 副理事長 <u>776,000円</u>
第5条～第9条 [略]	第5条～第9条 [略]
附 則 [略]	附 則 [略]

○地方独立行政法人法

(役員の報酬等)

第四十八条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第五十六条第一項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第四十九条 設立団体の長は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

第五十六条 第四十八条及び第四十九条の規定は、一般地方独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第四十八条第三項中「実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

2 第五十条第一項の規定は、一般地方独立行政法人の役員及び職員について準用する。